

女性労働問題研究会 著作権規程

（目的）

第1条 本規程は、女性労働問題研究会（以下「当会」という）が発行する会誌、通信その他すべての著作物（以下「当会著作物」という）に掲載される著作物の著作権の取り扱いについて定めることを目的とする。

（著作権の帰属および譲渡）

第2条 当会著作物の著作権（著作権法第27条【翻訳権・翻案権等】および第28条【二次的著作物の利用に関する原著作者の権利】に規定する権利を含む）は、当該著作物の掲載が決定した時をもって、著作者から当会に無償で譲渡され、当会に帰属するものとする。

2. 編集委員会等からの直接の執筆依頼（依頼原稿）に基づく著作物についても、前項の規定を適用する。ただし、特別な事情がある場合は、著者と当会との間で個別に別途取り決めることができる。

（著作者人格権の不行使）

第3条 著作者は、当会および当会が許諾した第三者に対して、著作者人格権（同一性保持権、公表権、氏名表示権）を行使しないものとする。ただし、著作者の名誉や声望を害するような改変等が行われる場合はこの限りではない。

（著者自身による利用）

第4条 著作者自身が、自らの著作物の全部または一部を、営利を目的としない私的利用、教育・研究目的、または著作者自身のWebサイト（機関リポジトリ等を含む）において再利用（複製・転載・公衆送信等）する場合、当会はこれを無償で認めるものとする。

2. 前項の利用にあたっては、著作者はあらかじめ当会事務局へ書面または電子的方法により届け出なければならない。また、利用の際には当会の著作物である旨（出典）を明記しなければならない。

（当会による利用および第三者への利用許諾）

第5条 第三者から著作物の転載、複製、翻訳等の利用申し出があった場合は、当会がその許諾の可否を判断し、手続きを行うものとする。

2. 当会が第三者への許諾によって対価（著作権使用料等）を得た場合、その使途は当会の事業目的に沿って運用するものとし、著作者への分配は行わない。

3. 当会は、当会著作物を当会のウェブサイトに掲載して会員に配信することができる。また、当該著作物の発行から1年が経過した後は、これを一般公開スペースに移行し、不特定多数の者が閲覧できる状態で公開（公衆送信）できるものとする。

（著作権の侵害および紛争解決）

第6条 著作者は、当会に提出する著作物が、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを当会に対して保証するものとする。

2. 当会著作物に関し、第三者による著作権侵害（無断転載等）があった場合、または第三

者から著作権侵害の申し立てがあった場合は、当会と著作者が協議の上、共同して問題の解決にあたるものとする。

3. 掲載された著作物が他者の著作権その他の権利を侵害しているとして紛争が生じた場合、その責任は原則として著作者が負うものとする。

（規程の改定）

第7条 本規程の改定は、常任委員会の決議を経て行うものとする。

附則

本規程は、2026年10月1日より施行する。

以上